

令和3年広審第50号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和3年7月20日04時02分

島根県地蔵崎西方海岸

2 船舶の要目

船種 船名 漁船A

総トン数 19.99トン

登録長 16.50メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 294キロワット

3 事実の経過

Aは、昭和53年2月に進水し、船体中央部に設けた操舵室前部中央付近に舵輪、その左舷側にレーダー及びGPSプロッター、右舷側に機関操縦装置を装備したかご漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか5人が乗り組み、ばい貝を漁獲する目的で、船首1.0メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和3年7月17日08時00分境港を発し、鳥取港北方約15海里沖合の漁場に向かった。

a受審人は、12時45分頃漁場に到着して操業を始め、翌々19日23時50分操業を終えて、漁場を発進し舵輪後方の渡し板に腰を掛け単独で操船に当たり、翌20日00時08分半僅か過ぎ美保関灯台から067度（真方位、以下同じ。）38.4海里の地点で、針路を248度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分1,600にかけ、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、地蔵埼沖合を經由する予定で、帰途に就いた。

a受審人は、02時59分美保関灯台から066度10.0海里の地点に達したとき、周囲に航行の支障となる他船を認めなかったことから、気が緩んで眠気を催したが、缶コーヒーを飲んだうえ、約1時間後には境港に入港するので、それまで眠気を我慢できると思い、立って操船に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらずに進行した。

こうして、a受審人は、同じ姿勢で操船に当たるうち、いつしか居眠りに陥り、Aは、地蔵埼西方海岸に向首したまま続航し、04時02分美保関灯台から290度900メートルの地点において、原針路、原速力のまま、同海岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力1の南風が吹き、潮候はほぼ低潮時であった。

乗揚の結果、船底に破口を生じ、来援したクレーン船に引き揚げられて境港に運ばれ、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、鳥取港北方沖合で操業を終え、境港に向けて帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、地蔵埼西方海岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、鳥取港北方沖合で操業を終え、舵輪後方の渡し板に腰を掛けて単独で操船に当たり、自動操舵として境港に向けて帰航中、気が緩んで眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、立って操船に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、缶コーヒーを飲んだうえ、約1時間後には入港するので、それまで眠気を我慢できると思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、同じ姿勢で操船を続けるうちにいつしか居眠りに陥り、地蔵埼西方海岸に向首進行して同海岸への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年10月26日

広島地方海難審判所

審判長 審判官 濱 田 真 人

審判官 丸 田 稔

審判官鈴木勲は、差し支えにつき署名押印することができない。

審判長 審判官 濱 田 真人